

鹿児島県の知財への取り組み

鹿児島県商工労働部産業立地課

目次

はじめに

- 1 鹿児島県産業の現状と課題
- 2 鹿児島県の知的財産の現状と課題
- 3 鹿児島県知的財産推進戦略の基本方針
- 4 基本方策の取組方針

おわりに

はじめに

国内外で競争が激化する中、本県においても産業競争力の強化が求められており、地域資源を活用しながら知的財産を創造、保護、活用することによって、産業の高度化や新たな事業分野への展開、さらには新産業の創出が求められている。

これらの状況を踏まえ、鹿児島県においては、本年3月に「鹿児島県知的財産推進戦略」を策定した。ここでその概要を紹介する。

1 鹿児島県産業の現状と課題

本県は日本本土最南端にあり、薩摩半島、大隅半島の二つの半島と多くの離島を有し、良質で豊富な農林水産物を産出するとともに、それらを活用した食品産業が集積しており、我が国の食糧供給基地としての役割を担っている。一方、県央地域を中心に、電子関連産業の集積と技術の高度化が進んでいる。

本県の農業、林業・水産業、観光産業、工業の各分野における知的財産に係る現状と課題は次のとおりである。

・農業分野

本県の農業は、温暖な気候や広大な畑地、地域の特性等を生かし、畜産、園芸を中心に、茶、さつまいも、さとうきびなど多彩な生産活動が展開されており、農業産出額は、平成17年度には、第2位になるなど基幹産業として本県経済を支えている。

栽培方法や施肥法等創意工夫が行われているが、知

的財産の対象にならないものが多く、特許権取得などの知的財産権に関する取組は活発ではなかったが、近年、育成者権が侵害される事例が発生していることや「和牛」の遺伝資源の保護や表示を巡って国の検討が進んでいることから、本県においても知的財産を農業分野で活用し保護していくことへの気運が高まっている。

このため、育成者権や特許権など知的財産の創造、保護、活用や地域ブランドの確立や遺伝資源の保護等に努める必要がある。

・林業・水産業分野

本県の林業は、木材価格の低迷や担い手の減少・高齢化など厳しい状況の中、林業生産額は、近年減少傾向にある。

水産業については、長い海岸線と温暖な気候から、沿岸・沖合漁業から遠洋漁業、養殖業及び水産加工業まで盛んである。

これらの状況の中、「認証かごしま材」や「かごしまのさかな」など地域ブランドに関する認証制度の推進とともに、早掘りたけのこのブランド化の早期実現に向けた取組や「かごしま農林水産物認証制度」を活用するなど一層の取組が必要である。

・観光産業分野

本県は、南北600kmに及ぶ広大な県土の中に、特有の自然、歴史、風土に育まれた多彩で優れた観光資源が数多くあることから、平成18年度、新たに「かごしまPR基本戦略」等を策定し、新幹線の全線開通を見据えてイメージアップや観光客誘致等を促進することとしている。

本県には焼酎や黒豚など魅力ある地域ブランドがあり、地域団体商標制度も有効に活用しながら観光地としての魅力を高めていく必要がある。

・工業分野

食品関連産業や電子関連産業が製品出荷額等に大きなウェイトを占め主要産業となっているほか、本場大島紬や川辺仏壇、薩摩焼等の伝統工芸品産業がある。自動車・電子・食品関連産業については、平成18年度から戦略的取組を開始している。

また、特許権等産業財産権の出願・登録状況は、実用新案権及び商標権は全国中位に位置するものの、特許権及び意匠権については、いずれも全国で低位に位置している。

このことから、知的財産の重要性に対する企業経営者の認識を高めるとともに大学や県の試験研究機関等と中小企業との共同研究の推進などによる知的財産の創造が必要である。

2 鹿児島県の知的財産の現状と課題

本県の知的財産権の平成18年度の出願件数は、特許302件、実用新案67件、意匠32件、商標667件、登録件数は、特許権49件、実用新案権66件、意匠権17件、商標権426件となっている。実用新案権及び商標権は全国中位に位置するものの、特許権及び意匠権については、いずれも全国で低位に位置している。

・県の主な試験研究機関の現状・課題

本県の試験研究機関は、現在、農業部門は鹿児島県農業開発総合センター、林業部門は鹿児島県森林技術総合センター、水産部門は鹿児島県水産技術開発センター及び工業部門は鹿児島県工業技術センターがそれぞれの分野の総合的拠点として、技術開発及び技術支援を実施している。

平成19年3月末で県が保有している知的財産権は、特許権46件、実用新案権2件、意匠権6件、商標権8件、育成者権（登録品種）15件など合わせて77件となっている。

・大学の現状と課題

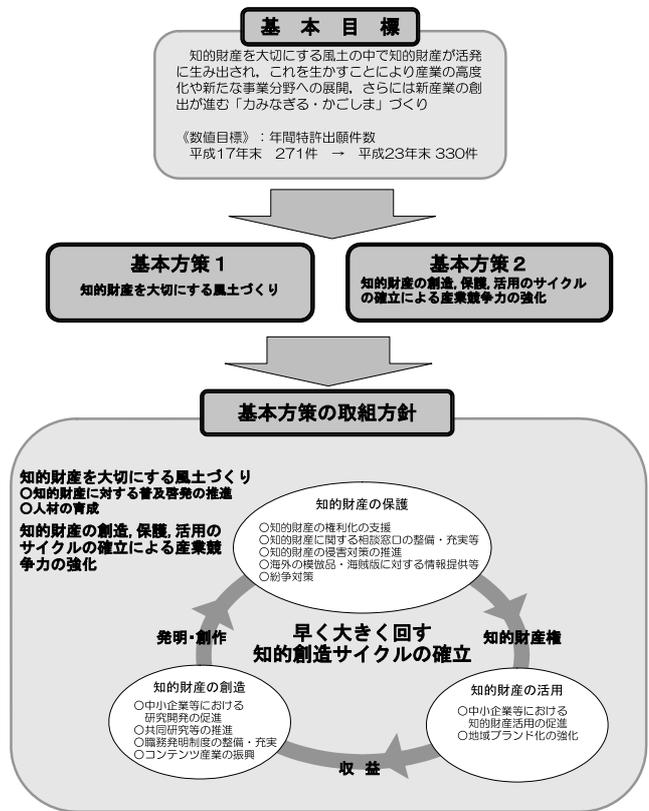
大学等においては、社会的要請に基づく研究の推進や研究成果の産業界への移転に努めており、国立大学法人鹿児島大学においては、平成16年度に法科大学院を設置し、知的財産法についての講義を行うとともに、MOT教育プログラムの実施など人材の育成等に取り組んでいる。しかし、本県において、大学等における特許等の権利取得やこれを生かした企業化はま

だ少ないことから一層促進していく必要がある。

・県内民間企業等の現状・課題

平成18年度に県が実施した県内民間企業に対するアンケート調査（調査対象531社、回答237社）の結果、県内企業の約半数は知的財産が事業展開に重要であると認識しているが、約8割は知的財産の担当部門を有しておらず、約9割が社員への教育・研修制度を有していないなど、中小企業がほとんどであることから、研究開発等の資金や人材が不足しており、支援機関やその支援策等に関する情報も不足している。

3 鹿児島県知的財産推進戦略の基本方針



4 基本方針の取組方針

・中小企業等への支援施策

- ① 県民や中小企業者に知的財産の重要性について理解を深めてもらうため、経済産業省九州経済産業局や日本弁理士会九州支部と連携をとりつつ「鹿児島県知的財産セミナー」や「知財出前セミナー」を開催する。
- ② 鹿児島県知的所有権センターに配置された知的財産活用推進員が、中小企業等が新たな研究開発を行うに当たって、既存の知的財産権との重複を避

け効率的に行えるよう、先行技術調査等のアドバイスを実施する。

- ③ 県及び財団法人かごしま産業支援センターにおいて、中小企業等の新技術や新商品の研究開発を支援するため、経費の助成等を行う。
- ④ 知的財産に係る係争や訴訟などに中小企業等が適切に対応できるよう、「日本知的財産仲裁センター」や「弁護士知財ネット」の情報提供等に努める。
- ⑤ 知的財産を活用した創業や事業展開等に対する支援として、日本政策投資銀行等の金融機関が行う知的財産権担保融資や財団法人かごしま産業支援センターが行う総合支援の利用を促進する。
- ⑥ 「トライアル発注制度」により、中小企業が開発した新規性・独創性のある優れた技術・製品特性を有する製品等を県の機関が試験的に発注し、販路の開拓や受注機会の拡大を支援する。

・産学官連携の推進施策

産学官の共同研究を促進するため、国等の公募型研究開発事業の導入に向けたコーディネートや大学や公設試の技術シーズと企業ニーズとのマッチングを図るため、企業が大学や公設試を直接訪問するラボツアー等を実施する。

・知的財産に関する相談窓口の充実

- ① 鹿児島県知的所有権センターにおいて、知的財産活用推進員と特許流通アドバイザーにより、知的財産の権利化や侵害などの各種相談に対応する。
- ② 社団法人発明協会鹿児島県支部が開催している無料発明相談会を離島を含めた県内各地で開催し、積極的な利用を促進する。
- ③ 国が、商工会・商工会議所に設置した知財駆け込み寺との連携に努める。

・県試験研究機関の研究成果の活用推進

農業、林業、水産業及び工業分野の試験研究機関の研究成果については、積極的に権利化を図り、中小企業等への技術移転等活用に努める。

・地域ブランドの推進

本県においては、多様な消費者ニーズに対応し、品質の良い農畜産物を安定供給できる産地づくりを図るため、農業、林業、水産業において、「かごしまブランド確立運動」や「かごしまの農林水産物認証制度」等を推進するとともに、平成18年度に地域ブランドのより適切な保護を図る観点から導入された地域団体商標制度も有効に活用しながら、ブランド化を図っていく。

おわりに

鹿児島県における知的財産推進戦略の取り組みは、今始まったばかりである。このためこれらを着実に推進していくため、県庁内の推進組織として知的財産関係部局等で構成する「鹿児島県知的財産戦略推進会議」と県内の知的財産に関する支援機関等で構成する「鹿児島県知財戦略推進ネットワーク会議」を設置し、県知的財産戦略の運用状況や策定後の情勢変化を踏まえた見直しについて検討していくこととしている。弁理士の方々など多くの専門家の御協力をいただき、本県の知的財産推進戦略が実りあるものになるとともに、中小企業を始めとする更なる産業振興が図られることを期待するものである。

お問い合わせ先

鹿児島県商工労働部産業立地課

TEL : 099-286-2965 FAX : 099-286-5578

E-mail : ip-sidou@pref.kagoshima.lg.jp

URL: <http://www.pref.kagoshima.jp/>